

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画に基づき、地球温暖化防止に向けた対策及び施策を総合的かつ計画的に推進していくための庁内の推進体制を整備するとともに、各部局における地球温暖化対策・施策の総合調整を図るなど、全庁的な計画の推進を図ります。また、各部局の地球温暖化対策・施策の実施状況を把握・評価し、適宜見直しを行っていきます。

(2) 各主体との連携

県民・NPO・事業者等との連携

県民・NPO・事業者等と協働して地域における地球温暖化対策を推進します。そのため、県内各地における地球温暖化対策の推進の核として、県民やNPO、事業者、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター、地方公共団体等の各界各層が構成員となり、日常生活における温室効果ガス排出抑制等に関する取組を協議し、地域ぐるみで実践するパートナーシップ型の組織として「地球温暖化対策地域協議会」の設置を促進し、各主体の自発的具体的な行動と相互連携を保つ組織として位置づけ、地球温暖化対策の推進を図ります。

国、八都県市との連携

国においては、目標達成計画を定め、広範な排出抑制対策を展開しています。地球温暖化対策は、エネルギー政策や革新的な環境・エネルギー技術の研究開発、さまざまな主体の取組に対する経済的誘導措置など、国の方針や枠組みに基づく取組に負うところが大きいことから、国の施策との緊密な連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。

特にこれまで地球温暖化に係る各種対策・施策を共同で実施してきた八都県市とは、定期的な情報交換等を行うとともに、引き続き八都県市が連携して地球温暖化対策を推進します。

市町村との連携

市町村は、県民や事業者等に最も身近な基礎的自治体であり、特に民生部門における地球温暖化対策を推進するためには、市町村の役割が極めて重要となります。県と各市町村の密接な連携及び情報交換を図るとともに、市町村と協力して、地域住民への取組が浸透するよう努めます。

また、地球温暖化対策推進法に基づき策定が義務づけられている市町村の実行計画の策定や地域推進計画の策定、環境マネジメントの構築を支援するなど、地域の自然的社会的特性に応じた温室効果ガス排出抑制対策の策定を支援するとともに、自ら温室効果ガス排出者としての市町村に対し率先実行を求めます。

地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携

県は、地球温暖化防止活動推進センターがその役割を円滑に行えるよう、推進センターの活

動を支援するとともに、連携・協働により県民に対する情報提供・普及啓発等を一体となって推進します。

また、地球温暖化防止活動推進員は、地域（特に家庭）における地球温暖化対策に関する普及啓発活動や調査・相談活動を行う活動員として知事が委嘱しています。地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、自らが日常生活において地球温暖化対策を率先して実践するとともに、地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めるため、地域に密着した普及啓発活動を行うなど地球温暖化防止活動推進員の役割がますます重要になっていきます。県としては、地球温暖化防止活動推進センターと連携して、推進員への研修や活動支援を行うとともに、各推進員の実施する地域における地球温暖化防止活動を支援します。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効あるものとするため、県民、NPO、事業者、行政から組織される「千葉県地球温暖化防止計画推進会議（仮称）」を設置するとともに、マネジメントシステム（PDCA サイクル）を取り入れた計画の進行管理を行います。具体的には、定期的（年1回以上）に計画の進捗状況等を推進会議において点検・評価し、必要な対策・施策の追加・拡充または見直しを行い、継続的改善を図るアプローチを採用します。

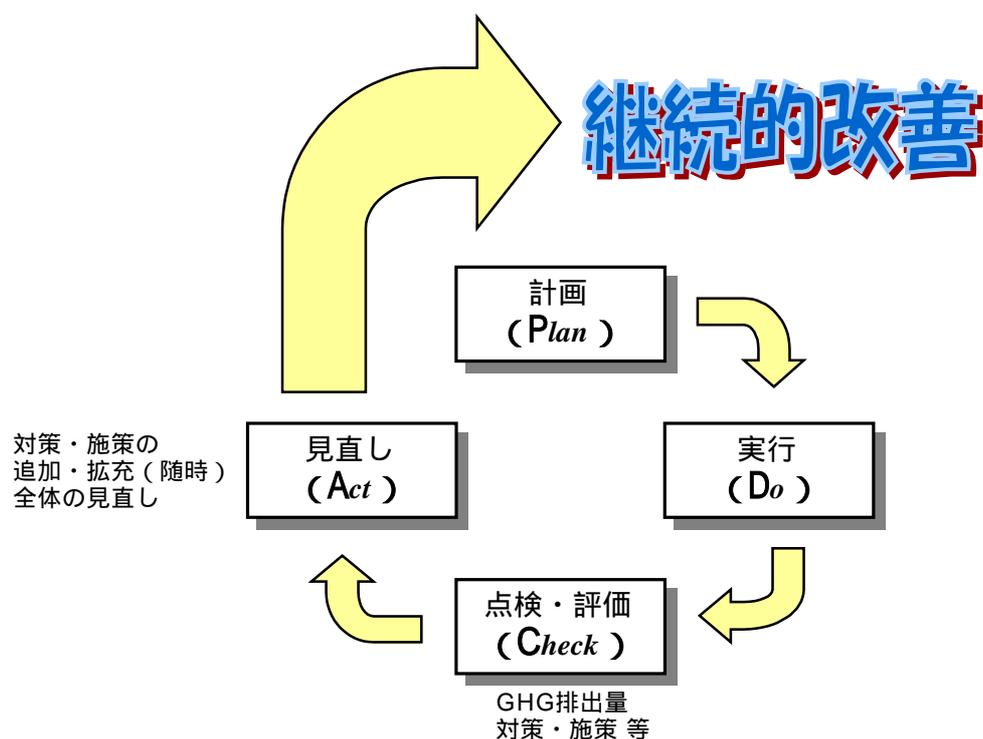


図 6 - 1 進行管理のマネジメントシステム

(1) 目標の進捗状況の把握等

定期的に必要な統計資料等のデータを収集し、本計画で掲げた目標の進捗状況を把握し、点検・評価につなげます。

また、本県の部門別・主体別等の温室効果ガス排出実態の把握に努めます。

(2) 対策・施策の進行状況の把握

地球温暖化対策・施策の実施状況を定期的に把握するとともに、市町村等を通じて県民の取組の動向を把握します。また、地球温暖化対策地域協議会等を通じて、事業者の地球温暖化防止対策への取組状況の把握を行います。

(3) 評価及び対策・施策の改善

計画の進捗状況及び温室効果ガスの排出状況から、対策・施策について総合的に評価するとともに、課題を抽出し、必要に応じて新しい対策・施策について追加・拡充に関する検討を行います。

また、県民の日常生活や事業者の通常の事業活動に伴う課題については、県や地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会が中心となって、調整や改善を促すとともに、自主的積極的な取組が進められるよう普及啓発を行います。また、県の実施する対策・施策については、庁内推進体制を通じて追加・拡充等の改善を図っていきます。

(4) 情報の公表

各主体の取組や環境学習を支援するため、地球温暖化に関する情報整備を充実し、情報提供を図ります。具体的には地球温暖化に関する取組情報集等の作成、ホームページ等による提供を行います。また、県の施策の実施状況や温室効果ガスの排出状況を定期的に公表するとともに、市町村における地球温暖化対策の実施を支援するための、技術対策事例や取組事例の収集を行い、適切なかたちで市町村に情報提供することにより、情報の共有化を図ります。

3 . 計画の見直し

本計画は、今後の温室効果ガスの排出状況の推移や地球温暖化防止に関する国内外の動向、国における目標達成計画の見直し、社会経済情勢の変化、地球温暖化対策技術の開発状況等を踏まえ、適切な時期に見直しを行います。